

金融のリローカル化＝NPOバンク ～～リローカリゼーション（地域回帰）の時代へ（その8）

長坂 寿久 NAGASAKA, Toshihisa
(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

金融のリローカル化の動きは、日本では「NPOバンク」によって典型的に展開されている。市民が自発的に設立し、市民からの出資に基づいて、市民事業など社会的に求められているニーズに対して融資を行う、非営利の金融機関のことである。これは相互扶助のある地域の再生と活性化を目指した新しい金融システムの創出をもたらすものである。それは同時に、一方では今や大部分が投機資金となって世界経済を絶えず不安定にし、格差拡大をもたらす金融のグローバル化の抑制を求める世界のNGOの動きと連動しており、他方では地域社会の課題解決をもたらす金融のリローカル化への新しい投資形態の創出をもたらすものである。

これは国際的にはソーシャルファイナンス、コミュニティバンク、CDFI（コミュニティ開発金融機関）などと呼ばれている世界の動きとなっており、日本ではNPOバンクと呼ばれている。欧米ではすでにこうした市民による新しい金融機関を保護し促進する仕組みができていますが、日本ではまだ仕組みがなく、しかも現行の法的枠組みはNPOバンクの発展を強く阻害するものとなっている。日本の再生のためにも、非営利金融NPOの制度確立と支援の仕組み作りが必要となっている。

はじめに

金融のリローカリゼーション（地域回帰）について、日本における最も明確な動きは「NPOバンク」であろう。金融のグローバリゼーションによって、地域のお金が地域から流出して、世界経済をいつも危機に陥れかねない投機資金となって世界を駆けめぐり、あるいは環境破壊をもたらし、開発途上国の人々の暮らしを破壊するような大プロジェクトへ投資されている。金融のグローバル化が、経済不安や格差拡大や地域を破壊する力となってしまっている側面をしばしば露にしてきた。

こうした動きに対応するため、世界のNGOは2つの大きな動きを起している。1つは世界を蠢き世界経済を危機に陥れかねない投機資金をどのように管理するか。具体的にはこれら投機資金に課税し、その税収を世界の格差縮小のためにいかに使うかという、国際金融取引税（グローバル税）導入への動きである⁽¹⁾。

もう1つは、自分の資金を地域の活性化や地域社会向上（社会課題解決）のために投資しようとする国際

的な市民社会（NGO）の動きを背景にしている。金融のリローカル化は地域の相互扶助の回復を求める新しいコミュニティの形成を図ろうとする金融面での動きである。日本ではそれは「NPOバンク」の運動として最も発揮されている。本稿では、日本での金融のリローカル化（地域回帰）の動きとして、「NPOバンク」について紹介する。

1. ソーシャルファイナンスの動き

「ソーシャルビジネス」や「ソーシャルファイナンス」「ソーシャルバンク」という言葉が普及し、理解を高めている⁽²⁾。欧州では「ソーシャルバンク」という言葉を多く聞くが、米国や英国では「CDFI」（コミュニティ開発金融機関/後述）という言葉で普及している。日本では「NPOバンク」がその中心的推進役となっている。

簡単に言えば、社会課題解決につながるビジネスに融資するシステムのことである。一番分かり易いのが2006年にノーベル平和賞をとったバングラデシュのムハマンド・ユヌ

ス博士が始めた「マイクロクレジット」(グラミン銀行)であろう。

ソーシャルファイナンス機関として最も知られているのは、オランダのトリオドス銀行、オイコクレジット、ドイツのGLS コミュニティ銀行、イタリアの倫理銀行、英国のチャリティ銀行/コーポラティブ銀行、デンマークのクア銀行、スペインのラシユフ銀行、スウェーデンのエコバンク、オーストリアのヘルメス銀行、スイスのオルタナティブ銀行、米国のショアバンクなどである。今では、各国の各地に多くのソーシャルファイナンス機関が展開されている。

これらは基本的には市民から資金を集め、社会的事業に融資を行う。当初は環境配慮型のプロジェクト(風力発電、太陽光発電、エコハウス事業、有機農業、バイオなど)への投資を促進することから始まってきたが、今では社会事業(教育施設、高齢者福祉施設などの社会福祉、芸術分野、開発協力など)や、コミュニティ開発へと分野は広がっている。

ソーシャルビジネスを促進する団体(NGO)も21世紀に入って急速に発達してきた。アショカ、アキュ

メン財団、スクール財団、SVPI(ソーシャルベンチャー・パートナーズ・インターナショナル)などはまったく間に国際的に知られるようになったソーシャルビジネス促進NGOであり、ソーシャルファイナンスも行っている。

マイクロクレジットへの資金調達手法もインターネットの発達で今では見違える程に国際的になっている。しかもファンド方式の資金調達方式へと広がっている。その1例が「KIVA」で、途上国の個人による小さなプロジェクトへの少額の資金協力に対して、世界からインターネットを通じて資金提供のコミットメントが集まるようになってきている。

日本でもファンド方式のソーシャルファイナンスの資金調達が普及してきている。市民による風力発電を推進するための市民風車やNPO北海道グリーンファンドなどなどである。NGOのプレス・オールターナティブは、1989年に地域の信用組合と提携した「市民バンク」を設立しているが(後述)、2010年以降はコミュニティファンド方式(大阪コミュニティビジネスファンド、島根県民

ファンドなど)へ移行し、さらに3・11後には市民復興トラストをスタートさせている。ファンド方式では公益財団法人京都地域創造基金などもよく知られている。

ここでいうファンド方式、トラスト方式とは、個々の投資家が各自の責任で特定のソーシャル・プロジェクトを判断し投資する、一種の直接金融である。これに対しNPOバンク方式は、融資対象を社会性・地域性について厳しく設定し、その方針を理解する市民から投資資金を集め、具体的な融資先の決定はNPOバンク自身が判断して行う、その点では間接金融方式である。

2. 日本における NPO バンクの形成

本稿で紹介する日本の「NPOバンク」は、そうしたソーシャルファイナンスの仕組みの1つである。欧米にはすでにそのシステムが法的にも存在するが、日本では制度的にはまだしっかり位置付けられていないし、支援策もなく、むしろ現行法はその発展を著しく阻害するものとなって

おり、NPOバンクは厳しい運営を強いられている。

日本には全国のNPOバンクのネットワークとして「全国NPOバンク連絡会」があるが、その定款にはNPOバンクの「定義」について、「市民が自発的に設立し、市民からの出資に基づいて、市民事業など社会的に求められているニーズに対して融資を行う、非営利の金融機関をいう」(規約第4条)とある。

基準は以下の4点としている。①市民が自発的に設立する、②社会的に求められているニーズに対して融資を行う(事業向け・個人向け共に)、③非営利である(法的に認められている程度の出資配当はOK)、④市民からの出資を融資の原資とする。

《NPOバンクへの動機》

NPOバンク/ソーシャルバンク設立への動機は2つの方向から起きているといえる

1つは、ATM端末を通じて、自分のお金を銀行や郵貯や証券会社に吸い取られた途端、それは本社に集中され、その向こうでこの自分のお金がいかに使われているかは全く分か

らない。環境破壊を起こす大規模プロジェクトや兵器産業や戦争継続のための資金であったり、人権侵害を起こしたり、あるいは自分が反対する原発プロジェクトへの融資であったり、多重債務をもたらす消費者金融などに融資されているのかもしれない。自分の手からお金一旦離れると、そのお金は金融のグローバルゼーションの中で格差を創出するために使われているかもしれない。まさに白紙委任の状態である。

大手金融機関の中には、CSR（企業の社会的責任）経営の普及にともない、「赤道原則」などの倫理的な融資のコード・オブ・コンダクト（企業行動基準）に署名しているものもあるが、それがしばしば厳しく適用されてはいないことが報道されたりしている。「SRI ファンド」（社会責任投資ファンド）への投資ですら同様だといえる。ネガティブスクリーンであれ、ポジティブスクリーンであれ、ファンドの資金は株式購入に向けられる。それによってSRI ファンドに組入れられた企業の株価は上昇し、その企業の資金調達コストを低減させる効果がある。しかし、“私”

の投資資金は社会課題解決のための事業に直接的に投資されるわけではなく、何に向かうかはやはり明らかでない。

そうではなく、自分のお金は社会を良くすることのために使われる、自分のお金の使い方を自分で選択できる自由、そうしたことができる預金あるいは投資の仕組みを作りたいという動機である。こうした動きが国際的に興隆してきているのである。

もう1つは、金融のグローバルゼーションによって、地域で暮らす人々のお金はATMを通じて吸い取られた後は、中央に集中し、地域の生活とかけ離れたところでその使い道は決められ、地方は寂れていく。

地域にお金が戻ってくる時には、全国チェーンの大型小売店等の進出によって、地域の市街地の過疎化がどんどん進んでいって買物難民が起きたり、農村地域も過疎化と高齢化を加速させる結果となってきた。経済のグローバルゼーションは地域（コミュニティ）の喪失を加速化させてきたのである。

もう一度地域社会を活性化させ、相互扶助のある新しい地域社会を再

生しようとする地域運動が世界で起こっており、そこに新しい資金ニーズが発生している。しかし、それに対応できる金融システムが存在していない。コミュニティの再生のためには、資金の動きを中央集権型から地方分散型へつくりかえていく必要がある。それは同時にお金に支配された私たちの生活を見直すことでもある。地域通貨もその動きの1つである⁽³⁾。

これまでの日本は、こうした社会的事業に対して銀行も融資は行わなかった。市民社会活動団体（NPO法人等）側からは、高齢者介護や環境保全等々のソーシャルビジネスへの取り組みに当たり、設備資金やつなぎ資金などの資金ニーズが地域で起こっている。そのニーズに対応する新しい地域融資システムの創出として、市民がお金を出し合い、地域社会が必要としている地域課題を解決する団体・個人の事業に対して低利で融資する非営利の金融機関を設立する必要があるという考え方が起こるのは当然である。

《小型融資の仕組み》

NPO法人を含む地域の市民社会活動団体に対しては、中小“企業”（会社）ではないので、地域の自治体がもっている融資制度、例えば保証協会の保証付き融資制度、国民生活金融公庫からの融資等の資金調達的手段がない。

日本では中小零細事業者向けの融資制度として、営業範囲や融資対象者を細かく制限する形で、協同組合系の金融機関がつくられてきた。信用組合、信用金庫、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合などである。これらは会員間の相互扶助を目的として設立されているため、その対象とならないものは金融弱者となる。

あるいはこれらは主として製造業などの産業（企業）を対象とした、収益を目的とする団体（企業）への融資システムとして構築されており、それ以外の社会課題解決のための団体・個人は対象となることはほとんどない。こうした金融弱者や地域の新しい社会課題解決のニーズに対応する融資制度の構築が求められてきた。そこに登場しているのがNPOバンクである。

1998年12月のいわゆるNPO法の導入によって、日本政府は初めて市民による社会活動を制度として公認することとなったが、その活動・運営を促進するサブシステムはほとんど構築してきていない。そのサブシステムとして最も重要なものの1つが市民による地域社会活動への低利の投資・融資促進制度である。こうしたNPOセクターを支援するサブシステムが存在していないことが、日本での市民による非営利活動の発展が妨げられてきている大きな要因となっている。

このようにNPOバンクとは、お金の「地産地消」を目指す運動であり、「お金を介して、地域を豊かにする事業を応援するしくみ」の構築である。この点で日本のNPOバンクの考え方の基本には、日本のNPOセクターは世界（先進国）で最も小さいが故に、NPOセクターの形成を急務としている問題意識から、「地域社会の再生」がとくに強く意識されているところに特色があると思われる。

NPOバンクとは市民の資金で設立された「市民の非営利バンク」であるが、さまざまに呼ばれている。

「市民バンク」、「コミュニティバンク」、「金融NPO」、「市民金融」、「日本版グラミンバンク（銀行）」、「現代版無尽」、さらに「お金の地産地消」「顔の見える小規模金融」などである。欧米ではコミュニティバンクやシティズン（市民）バンク、ソーシャルバンク、そして制度的にはCDFIと呼ばれることが多いようだが、日本では「市民バンク」は商標登録されているため、NPOバンクと呼ぶようになっている。

3. 欧米のコミュニティバンク (CDFI)

欧米には、こうしたNPOバンク的活動を補完・支援するシステムがすでにある。CDFI（コミュニティ開発金融機関/Community Development Financial Institution）と呼ばれるものである⁽⁴⁾。貧困層や社会的不利益層の人々の自立支援、貧困地域の活性化などを図るため、少額の資金を融資する金融機関のことである。

米国には、1977年に制定された地域再投資法（CRA = Community Reinvestment Act）が重要な役割を果

たしている。金融の自由化の進展にともない地域への投資が軽視される動きに対して、地域内で集めた資金はその地域内に再投資されるべきだという考え方にに基づき導入されたものである。

CRA法の導入によって、銀行は地域に向けた資金貸付（コミュニティ・レンディング）を行わなくなりはならなくなった。同法に基づき連邦準備銀行は、銀行がコミュニティ・レンディングを実施しているかを監視・評価を毎年行う。米国の銀行はそれまで貧しい地域への貸付をある意味で無視あるいはリスク要因として貸し出しを渋っていたが、同法によって米国のすべての銀行はこうした貧しい地域にお金を貸し始めることになったのである。コミュニティ・レンディングの評価の低い銀行は、支店の拡大や他行との合併が規制されたりするようになっている。

しかし、米国の商業銀行にとって、コミュニティ・レンディングのノウハウを持っているわけでもなく、また真剣かつ本格的にそれをやろうと思っているわけでも必ずしもない。そこで銀行が具体的に行っているこ

とは、それをコミュニティ開発の融資に特化している金融機関、つまりCDFIに業務委託を行い、代行してもらうことによって連邦準備銀行の評価をくぐり抜けているのが実態といわれている。

また、1994年に米国政府（クリントン政権）はCDFIファンドを設立した。このファンドを通じてCDFIの各金融機関に政府からの助成と貸付資金の提供を行う仕組みをつくっている。米国のCDFIの全国ネットワーク組織として「オポチュニティ・ファイナンス・ネットワーク（OFN）」が設立されている⁽⁵⁾。

英国のCDFIは、ICOF（産業共同所有基金＝Industrial Common Ownership Fund）やコーポラティブ銀行、LRS（ロンドン再生協会＝London Rebuilding Society）など、80以上にのぼるといふ。ICOFは共同組合運動から派生した団体で、70年代に産業共同所有運動という、労働者が共同して企業を所有・経営することを推進する運動が起こったが、この時に設立された英国でも歴史的に知られたコミュニティ開発金融機関である。融資対象は、協同組合（ワ

ーカーズコープ)、NPO (英国ではチャリティ団体と呼ぶ)、社会的企業である。LRS はロンドンの貧困地区の再生に取り組む NPO であり、こうした団体は英国各地にある。これら CDFI はいずれも規模は小さく、スタッフが 1~2 人のところも多いという。

英国の CDFI の全国ネットワーク組織は CDFA (コミュニティ開発金融協会 = Community Development Finance Association) である⁽⁶⁾。欧米の CDFI は、こうした政府からの助成や税制優遇措置などを得て大きく成長してきている。

4. 日本政府の政策と NPO バンク

欧米の状況とは異なり、日本には CDFI に当たるものとして NPO バンクがあるが、法的保護はまったくなく、運営は大変な苦勞と苦難に直面している。

政府は 1998 年 12 月に“いわゆる NPO 法”を導入し、市民の社会活動を公式(法的)に認める形となった。しかし、この法律では、NPO バンク(非営利金融)は対象となっておら

ず、NPO 法人格を取得できない。

NPO 法は「特定非営利活動促進法」が正式名称であるが、この「特定」と付いているのは、この NPO 法に「特定」(掲示)されている活動のみを民法で規定する法人例外規定条項である 34 条の例外規定として、新しく「(NPO) 法人」として認めるといものである。現行の NPO 法に「特定」されている対象(第 2 条別表)は 20 項目あるが、この中に「非営利金融」は含まれていない。

NPO バンクには銀行法が適用されているわけではなく、そのため銀行のように預金保険も、政府の融資や助成金、税制優遇のような支援策もない。NPO バンクが銀行の 1 つとなるべく信用金庫や信用組合の設立を申請しても許可されないのが現状である。日本では銀行業務は非常に厳しい参入規制がとられている。NPO バンクの機能をもった信用組合設立の認可を目指して、1996 年に女性・市民信用組合設立準備会(WCC)を立ち上げ活動を進めてきたが、未だ信用組合の設立には至っていないのみならず、成立の可能性すらみえていない。

金融機関としての NPO バンクを設立しようとする、制度的には 2005 年の証券取引法からの名称変更と共に改訂された金融商品取引法と、2006 年の多重債務問題に本格的に対応するために改正された貸金業法の 2 つの法律によってがんじがらめとなり、存続すら危うくなる状況にある。NPO バンクに対応する法人格制度はまったく存在していないのである。

NPO バンクは市民からの預金（預け入れ）を受付、その預金へ低利の金利を付けるか、あるいは投資形態であれば低利の配当を視野に入れたところである。しかし、金融商品取引法の規制から除外してもらうために、「利息や配当などの金銭的なリターンを行わない出資は金融商品にあたらぬ（出資した金額以上の金額が戻ってくることはない出資）」という解釈によって、NPO バンクは適用除外としてもらうしかない。配当をしない資金であれば出資ではないから、金融商品取引法の規制対象外となるという解釈である。

これによって、NPO バンクは「利息も配当も一切予定しない」とせざ

るを得ないことになった。利息・配当を少しでも支払う場合は、第二種金融商品取引業者として登録が必要であり、登録のため 1000 万円以上の資本金（または営業保証金）など多くの規制が課されることとなる。

他方、融資業務については、日本の NPO バンクは一般のサラリーマン金融と同様の「貸金業法」（ノンバンク）の規制を受ける。いわゆる闇金と時には呼ばれることのあるマチの貸金業、高金利で過酷な取り立てを行い、多重債務問題を引き起こした消費者金融業者への規制と同様の法的適用を受ける形となっている。

「サラ金に対する『夜間に訪問しない』『ドアを蹴らない』などの規制を必要とする業種に NPO バンクは含まれている」（全国 NPO バンク連絡会）のであり、全く実状に対応していない。

貸金業法が適用されるため、市民から提供される資金を「預金」として預かることはできず、「出資」として扱うことになる。出資であるから、元本を保証してはならず、また拠出した元本をいつでも下ろせるわけではない。年間を通じた決算によって

貸し倒れの有無が分かるからである。そして、投資リスクは投資者に対して無限責任としてかぶってくる恐れがある。

さらに2006年末に、多重債務問題等からこれら貸金業への取締りを強化することになり、貸金業法が改正された。そのこと自体はよいことなのだが、この改正がNPOバンクに過大な資金負担を課し、しかも不要な対応が課される恐れがあった。同法がNPOバンクにも適用されると、市民によるボランティア活動によって支えられているNPOバンクは新規設立が困難となるばかりか、その多くは活動停止を余儀なくされてしまう恐れがあった。

2006年12月の貸金業法改正で、貸金業者の登録に際し、①財産的要件を純資産5,000万円へ引き上げ、②貸金業協会、個人信用情報機関への実質的強制加入、③貸金業登録手数料15万円(3年更新)、④3年以上の金融業務経験者の雇用義務、⑤多重債務問題への対応から貸出額を年収の3分の1を上限とする総量規制、などが導入された。NPOバンクにとってはいずれも加重的な負担をもたら

すものである。

①の純資産5000万円がないと開業できないということは、市民から少額を集めて運営しているNPOバンクにとっては、もはや新規開業は無理であり、既存のものも閉鎖を余儀なくされる恐れを意味する。②では貸出先が個人である場合には、指定信用情報機関に融資情報が登録され、融資先の個人が住宅ローンなどの銀行からの融資が受けられなくなる恐れがある。③や④は低利で融資し、収益を目的としていないNPOバンクにとっては、余計かつ大幅な出費増となり、経営危機に陥る恐れがある。⑤については女性の起業家や農業者への融資が難しくなる恐れがある。

この動きに対応するため「全国NPOバンク連絡会」が結成(2004年)され、ロビー活動が展開された。その結果、参入条件の「純資産5000万円以上」はNPOバンクは例外として「500万円」でよいとされた。その際の例外となるNPOバンク(特定非営利融資法人)の要件として、配当は行わない、金利は年7.5%以下、NPO法に掲示されている対象事業

の団体に半分以上を融資することなどがあげられた。これらの条件をクリアすることは、NPOバンク以外の貸金業者には確かに難しいであろう。

参議院財政金融委員会の附帯決議(2006年12月)では、「市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、(将来)必要な見直しを行うこと」が盛り込まれた。また、政府は「改正貸金業法に関する内閣府令の改正」を出し、「NPOバンクに対する対応」として、①貸付業務経験者の確保義務の免除、②指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除、および③総量規制の適用除外、という措置をとった。この措置によって、NPOバンクは当面なんとか生き長らえることができる。

こうした動きはあるものの、NPOバンクに対する制度化や支援策は一向に前進していない。「出資型の非営利金融NPO」をNPO法の対象として含めるか、あるいは「NPOバンク法」など、別途法的措置によって保護し、同時に政府として支援策を導入する必要がある。よりよい日本の

地域社会の復活には今やそうした措置が必須な時代となっているのである。

5. 日本のNPOバンク

現在の日本におけるNPOバンクの数は、全国NPOバンク連絡会のHPによると、表のとおり11団体が掲示されている。また、他に7団体が存在し、合計19団体(2012年3月時点)としている。その他7団体とは、多重債務者の生活再生事業7団体で、信用生協(岩手県等)、生活サポート基金(東京都)、グリーンコープ生協(福岡・熊本・大分・山口・長崎)の生活再生事業、それに主としてカトリック信者間の相互扶助による生活資金融資(日本共助組合)で、これらもNPOバンクと考えてよいとしている(全国NPOバンク連絡会)。

日本のNPOバンクとして最初に設立されたのは、1994年に設立された「未来バンク事業組合」(東京都)とされている。但し、日本でのNPOバンク的取り組みの先駆は「市民バンク」と思われる。しかし、市民バ

バンクの融資方法は、市民から資金を集め、それを融資するのではなく、実際の融資は信用組合が行う形となっており、その点が現在の NPO バンク方式とは異なる。

全国のNPOバンクの現況(2012年3月末現在)

調査・全国NPOバンク連絡会 単位：千円

組織名	設立年	融資対象	出資金	融資累計	融資残高	備考	
						(融資制度)	(出資金以外の融資原資)
未来バンク事業組合	1994年	太陽光発電融資、NGO・NPO事業、環境グッズ融資等	163,878	989,595	42,861	金利:2%(特定担保提供融資は1%) 上限:900万円 最長10年	—
女性・市民コミュニティバンク	1998年	神奈川県内で事業を行うNPO、社会的企業、W.Co(※1)等	119,840	509,485	78,720	金利:1.8~5% 上限:1,000万円 最長5年	—
特定非営利活動法人北海道NPOバンク	2002年	地域の課題解決や地域資源の活用などに積極的に取り組むNPO、W.Coなどの市民活動団体	43,980	289,270	13,880	金利:一般ローン2%、9ヶ月ローン5% 上限:200万円 最長2年	寄付7,030
NPOバンク事業組合	2003年	長野県内に主たる事務所をおくNPO	14,060	192,500	37,303	金利:2~3% 上限:300万円 最長3年	寄付金35,110 借入金27,000
特定非営利活動法人NPO夢バンク(長野県)	2003年	W.Co、NPO、社会的企業等	87,850	172,880	33,650	金利:1.5~2.5% 上限:1,000万円 最長5年	—
東京コミュニティパワーバンク	2003年	W.Co、NPO、社会的企業等	87,850	172,880	33,650	金利:1.5~2.5% 上限:1,000万円 最長5年	—
ap bank(正式名:一般社団法人APバンク)	2003年	自然エネルギー事業等	非公開	208,460 (2007/12)	非公開	休止中	
コミュニティ・ユース・バンクmomo	2005年	豊かな未来を実感できる地域社会をつくる事業	48,080	71,210	13,230	金利:2.5%(つなぎ融資2.0%) 上限:500万円(原則) 最長3年(原則)	—
天然住宅バンク	2008年	リフォーム資金、住宅購入時のつなぎ資金	69,410	18,000	5,470	金利:0~2.0% 上限:300万円 最長10年	—
もやいバンク福岡	2009年	福岡県内および近隣地域で活動するNPOや社会起業家など	12,740	11,700	795	金利:1.5~3.0% 上限:300万円 最長3年	—
公益財団法人信頼資本財団	2009年	社会的事業(自然資本と社会関係資本の増加に資する事業)	0	33,070	18,800	金利:0% 上限:300万円 最長2年	寄付24,750
ピースバンクいしかわ	2010年	北陸3県に居住し生活する市民。または、北陸3県において事業を行なう小規模事業者、非営利事業者。	8,189	6,850	2,442	金利:3.0%(つなぎ融資1.0%) 上限:300万円 最長5年	—
(小計)			568,027	2,503,000	247,051		
日本共助組合	1990	NPO各教会支部の信託組合員に限り個人貸付を行なっている。その他教会や修道会建設資金貸付も行う	480,000	10億円超	314,000	金利:3.05%~6.0%(教育資金1.8%) 限度なし(個人向け50~100万円)審査による	

(※1)W.coとは、「ワーカーズコレクティブ」(雇う雇われるという関係ではなく、働く者同士が共同で出資して、それぞれが事業主として対等に働き、地域に必要な「もの」や「サービス」を市民事業として事業化する協同組合)を指す。

出所：全国 NPO バンク 連絡会

http://www.npobank.net/docs/201203_NPObank_Genkyo.pdf

市民バンク (Citizen's Bank) は、地域社会の担い手となる起業家を応援することを目的に、1989年にNGOのプレス・オールターナティブによって設立されている。市民社会(NPO的)活動への視点による新しい審査基準を導入しつつ、実際の融資は地域の金融機関が行う形をとって開始された。市民社会的視点をもつという意味で、国際的に普及している名称として「市民バンク」という団体名を付けたのであろう。

プレス・オールターナティブは、1989年に東京の永代信用組合(株)と提携して市民バンクを発足させ、96年に東京都内の信用組合との提携で東京市民バンクをスタートさせ、2001年には西京銀行と提携して「しあわせ市民バンク」を、2006年に東京三協信用金庫と提携して「さんきょう市民バンク」をスタートさせている。2009年以降は、一定の役割を終えたとして、こうした金融機関と提携した融資制度は終了している。その後市民バンクはファンド(投資組合)方式を採用し、3・11後にはとくにトラスト方式(市民復興トラスト)による取り組みを進めている。

市民の資金を集めて融資を行うという点では、未来バンクがNPOバンクの第1号であり、次いで女性・市民コミュニティバンク(1998年)が設立されている。この2団体を除けば、日本のNPOバンクは21世紀に入って設立されるようになった。北海道NPOバンク(2002年、北海道)、NPO夢バンク(2003年、長野)、apbank(2004年、全国)など。apbankは坂本龍一、ミスチルの桜井・小林といったアーティスト3人が出資してつくったものである。

コミュニティ・ユース・バンク momo は、2005年に20~30代の若者が中心となって設立された。momoは、民法667条に基づいて設立された「任意組合」で、融資実務は、貸金業法に基づき愛知県知事より貸金業登録を受けている。ピースバンクいしかわ(金沢)は2009年設立で、自然エネルギー事業、中山間地の活性化、有機農業、福祉や子育て、フェアトレードなどの事業へ融資している。信頼資本財団は公益財団法人である。自然住宅バンク(2008年)は、森林再生、国産木材による健康エコ住宅の普及を目的とする

NPO バンクである。

最近の設立への動きとして、全国 NPO バンク連絡会は次のように報告している。一般社団法人ふくしま NPO バンク（福島）が 2010 年に開業している。当面は福島県商工信用組合が扱うふくしま NPO 元気支援ローンの信用保証を行っており、信用組合の NPO 向け融資の保証に特化して、自前では融資を行っていない。公益社団法人難民起業サポートファンド（旧一般社団法人難民マイクロファイナンス）が 2012 年 3 月に公益認定を受け、融資を開始している。さらにツルミン・バンク（大阪）、丹波古民家再生プロジェクト（兵庫県）、はちどり BANK（富山）、くまもとソーシャルバンク（熊本）、宮崎アースコミュニティバンク（宮崎）、さらに埼玉、静岡、和歌山など各地で設立されたり、設立の動きがある、としている。また最近では、NPO などに積極的に融資する信用金庫も現れており、NPO バンクとの協働に関心を示す地域の金融機関も増えてきているようである。

6. NPO バンクの組織と運営

現在の日本の NPO バンクは、対応する法律がないまま、厳しい状況の中で運営されている。法人（組織）形態もさまざまな形態を利用し工夫をこらして対応している。

民法上の組合契約、LPS 法（投資事業有限責任組合法）、中間法人法、特定非営利活動促進法（いわゆる「NPO 法」）などを利用しているが、すでに述べたように貸金業法の登録をせざるを得ない。

例えば、未来バンクやコミュニティ・ユース・バンク momo などでは、民法組合を 2 つ組み合わせている。未来バンクは法的には「民法第 667 条」に基づき設立された任意組合（市民の集まり）の形をとっている。その機能（役割）は、この運動を理解する市民に対して出資金の募集を行い、出資金を預かることである。こうして集めた資金（出資金）を、未来バンクは融資団体として設立された「未来舎」に出資する。そして未来舎はこの資金を必要とする組合員に融資を行う。

NPO 法人と民法組合を組み合わ

せたものとしては、北海道 NPO バンク、NPO 夢バンクなどがある。その他に LPS（投資事業有限責任組合）という有限責任の仕組みを利用しているもの（いわて NPO バンク）、非営利中間法人（天然住宅バンク）として設立されたものもある。また、単一組織として設立されているものとして、apbank や東京コミュニティパワーバンクなどがある。

現在の日本の NPO バンクの運営は、概ね次のようなものである。

出資は、趣旨に賛同する市民や NPO が会員（組合員）となることによって募る。趣旨に賛同する理由は、前述のように「目に見える形で自分のお金が運用される」という点にあるといえる。出資規模は、例えば個人なら 1 口 1 万円、団体なら 10 万円単位の出資（資金提供）を行う。出資によって会員となる。また、融資を受けるためには会員となる必要がある。

出資者に対して元本保証はない。また出資金を自由に引き出せない。NPO バンクと通常の銀行やゆうちょ銀行との違いは、NPO バンクには預金通帳はなく、ATM での入出金や

自動引き落としなどのサービスを利用することもできない。NPO バンクに預けたお金は「寄付」ではなく、「出資金」となる。預金通帳の代わりに、「出資残高証明書」が発行される。出資金は上述のように元本保証がなく、配当もない。但し、払い戻しは可能である。しかしすぐというわけにはいかず、払い戻しの請求は貸し倒れの有無などの収支決算が明らかとなった各年度末にのみ請求できる。但し、途中でも出資金の一部を貸出すという形で払い戻す仕組みをつくらしている団体もある。

市民からの原資を基に、NPO などの法人や任意の団体（NPO 法人化されていない団体等）、個人などに融資を行う。金利は通常 1～5% 程度の低利である。通常は 3% 程が多い。「単利」を前提とする。サラ金では日複利で日々金利に金利がかかっていき、高利のため返済額が膨らんで返済困難になっていくが、NPO バンクは利益を目的としないため、基本的には単利である。

融資に対して担保は取らず、連帯保証人を取る。もちろん担保をとる場合もあるが、基本的にはとらない

経営を選択している。何故担保をとらないことを選ぶかという、現行の銀行の融資の仕組みは担保を基本としている。担保がないとお金を貸してもらえない仕組みである。つまり担保のない貧しい人々は、現在の資本主義システムから拒絶され排除されている。しかも永遠に排除され続ける仕組みとなっているからである。

貸出対象は、とくに「環境」「福祉」「地域」など社会性のある事業を行う団体・個人である。NPO 法人だけでもないし、NPO 的団体(任意団体)にだけでもない。資金の用途は、団体の場合は事業の立上げ資金・設備資金・運転資金など、個人の場合は教育ローンや太陽光発電設置資金などへの融資もある。

融資実績の主な対象としては、太陽光パネル設置、水の使用料を半減する浄化槽などの環境配慮型施設、フェアトレード、心身障がい者の自立スペースづくり、ホームレス支援の NPO 事業、高齢者福祉施設に対する開設資金・運転資金や各種設備等の購入費、保育所の開設資金、等々である。

各 NPO バンクは、活動(融資)する対象地域に制限をつけているものが多い。融資の最高限度額は、バンクによって違うが、例えば最高 1,000 万円あるいは出資金の 20 倍内と決めている団体もある。融資期間は 5 年程が多い。

融資先の決定については、目的に合致した対象に対して、きちんと返済される見通しを得たうえで実行することはいうまでもない。無担保で低利の融資を行うため、貸し倒れがないことが大前提となるからである。低利であることを可能にするためには、貸し倒れない人間関係の構築と、支出の厳格な管理やボランティアの協力が必要である。

貸し出しの審査には「審査委員会」を設置している。審査委員会委員の全会一致による方式を採用してところが多い。審査委員には税理士などの専門家が財務面だけでなく、事業の社会性やオリジナリティといった多様な観点からアドバイスできる人材が入っている。最終決定は、審査委員会の審査が通った上で、さらに理事会による再点検が行われるケースも多い。

審査のポイントは、NPOバンクの趣旨を理解していること、地域社会に貢献する事業かどうか、知人・友人・近隣の住民等の支援の状況、環境に負荷を与えない事業かどうか、ニーズ調査をどの程度行っているか、事業の採算性・継続性などとされている。

貸し倒れとならないよう、融資申込者とは必要に応じて何度も面談する。融資する相手の人間性が重要な審査ポイントでもあるからである。融資実行後もしっかりした返済を期待するため、融資先をウェブサイトやニューズレターを通して紹介するなど、「顔の見える」関係づくりを心がけている。それによってNPOバンクでは貸し倒れの発生は低率に抑えられている。女性・市民コミュニティバンクによれば、設立以来13年以上がたっているが、これまで延滞も貸倒れも無く無事返済されているという。しかし、貸し倒れに一度くらいはあっているNPOバンクもある。

日本のNPOバンクの資金規模(融資額)は、現時点では依然極めて少なく、多くても数億円程度であろうとみられる。しかし、市民社会活動

として着実に進展し始めている。

注:

- 1: グローバル税/国際金融取引税については、長坂寿久『通貨取引税(トービン税)の動きとNGO〜〜発足した国際連帯税(航空券税)とUNITAID』(本誌、季刊『国際貿易と投資』2006年冬号、No.66)、参照。
- 2: ソーシャルビジネス/ソーシャルファイナンスについては、長坂寿久「第10章 ソーシャルビジネスとソーシャルファイナンス」『NGO・NPOと「企業協働力」——CSR経営論の本質』(明石書店、2011年)参照。
- 3: 地域通貨については、長坂寿久『通貨のリローカル化:地域通貨でコミュニティの創出——リローカリゼーション(地域回帰)の時代へ(その7)』(本誌、『季刊 国際貿易と投資』2012年冬号、No.90)参照。
- 4: CDFIについては、米国ではCommunity Development Financial Institution、英国ではCommunity Development Finance Institutionと表記されている。典型的な解説サイトとしては、
http://en.wikipedia.org/wiki/Community_development_financial_institution

- 5: オポチュニティ・ファイナンス・ネットワーク (OFN=Opportunity Finance Network) の HP は、<http://www.opportunityfinance.net/>
- 6: CDFA (コミュニティ開発金融協会) の HP は、<http://www.cdfa.org.uk/>

[主な参考資料]

- 日本の NPO バンクに関しては、全国 NPO バンク連絡会の HP の資料を主に参照した。また、各 NPO バンクの HP も参照した。全国 NPO バンク連絡会のホームページは、<http://npobank.net/documents.html>
- 参考資料としては、田中優編著『おカネが変われば世界が変わる——市民が創

る NPO バンク』(コモンズ、2008 年) / 藤井良広『金融 NPO』(岩波書店、2007 年) / 田中優+A SEED JAPAN エコ貯金プロジェクト [編]『おカネで世界を変える 30 の方法』(合同出版、2008 年) / 等。

世界のソーシャルファイナンスに関しては、財団法人トラスト 60 [編]『ソーシャル・ファイナンス』(株式会社きんざい、2006 年) / ムハマド・ユヌス『ムハマド・ユヌス自伝』(早川書房 1998 年) / シルヴァン・ダルニル、マチュー・ルルー『未来を変える 80 人』(永田千奈訳、日経 BP 社 2006 年)、等参照。